

令和5年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見書

和歌山市監査委員



和監査第74号  
令和6年9月3日  
(2024年)

和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	柳野純夫
同 上	古川祐典
同 上	中谷謙二

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。



## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の着眼点及び実施内容	2
第5	審査の結果	2
— 参 考 —		
1	健全化判断比率について	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
2	資金不足比率について	12
(1)	公共下水道事業会計	12

## 凡 例

- 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
- 2 文中及び表中並びに図中の比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」で規定される算定基準に基づき小数点以下を表示している。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引値である。
- 4 文中及び表中の「公営企業会計」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号イ及びロに規定する法適用企業及び法非適用企業に係る特別会計の総称である。
- 5 各表中の符号の用法は、特別に表示のあるものを除き、原則として次のとおりである。
  - 「－」…該当数値がないもの
  - 「△」…負数を示し、増減を示すときは減を表す。

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定された健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分

区 分		会 計 名 等		比 率			
一 般 会 計 等	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	土地区画整理事業特別会計 住宅改修資金貸付事業特別会計 住宅新築資金貸付事業特別会計 宅地取得資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 直轄事業用地先行取得事業特別会計						
公 営 事 業 会 計	国民健康保険事業特別会計 駐車場管理事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計						
	公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計 農業集落排水事業会計 漁業集落排水事業会計				資 金 不 足 比 率
		法非適用	卸売市場事業特別会計 土地造成事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		和歌山地方税回収機構 和歌山県後期高齢者医療広域連合 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合					
第三セクター等							

### 第3 審査の期間

令和6年7月19日から同年8月9日まで

#### 第4 審査の着眼点及び実施内容

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ計数が正確であるかを主たる着眼点として審査を行った。

また、審査については、関係課が所管する諸帳簿との照合及び関係職員から説明を聴取し和歌山市監査基準に準拠して実施した。

#### 第5 審査の結果





##### 1 総合意見



審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ計数は正確であることを認めた。

##### 2 個別意見

##### (1) 健全化判断比率

(単位：%)

	令和5年度決算 に基づく比率	令和4年度決算 に基づく比率	対前年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△2.56)	— (△1.87)	 0.69ポイント	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△11.83)	— (△12.65)	 0.82ポイント	16.25	30.00
実質公債費比率	9.5	9.4	 0.1ポイント	25.0	35.0
将来負担比率	84.9	95.0	 10.1ポイント	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。( )内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。  
 は改善を示す。 は悪化を示す。

##### ア 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、前年度と同様、実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の11.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス2.56%で、前年度と比較して0.69ポイント改善している。

##### イ 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様、連結実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の16.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス11.83%で、前年度と比較して0.82ポイント悪化している。



### ウ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率（3か年平均）は9.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して0.1ポイント悪化している。

### エ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は84.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して10.1ポイント改善している。

## (2) 資金不足比率

(単位：%)

公 営 企 業 会 計		令和5年度決算 に基づく比率	令和4年度決算 に基づく比率	対前年度	経営健全化 基 準
法 適 用	水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
	農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	—	—	
	漁 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	—	—	
法 非 適 用	卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	10.0	△10.0	
	土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	95.1	△95.1	

(注) 資金不足額が生じていない会計の比率は、算定されていない。

公共下水道事業会計については、資金不足が生じているものの解消可能資金不足額が当該不足額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

卸売市場事業特別会計については、令和4年度決算に基づく資金不足比率が10.0%となっていたが、令和5年度決算において実質収支額が赤字になっていないため資金不足額が発生しておらず、資金不足比率は算定されていない。

土地造成事業特別会計については、令和4年度決算に基づく資金不足比率が95.1%となっていたが、令和5年度末をもって特別会計の廃止を行ったことから令和5年度決算において資金不足額が発生しておらず、資金不足比率は算定されていない。

また、その他の公営企業会計については、資金不足額が生じていないため資金不足比率は算定されていない。

— 参 考 —

1 健全化判断比率について

令和5年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

ア 実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次式及び次表のとおりである。

(△ 2.56%)	(△ 2,163,376千円)
<b>実質赤字比率</b>	①一般会計等の実質赤字額
<b>—%</b>	<b>0千円</b>
=	<b>84,181,773千円</b>
	②標準財政規模

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額		増 減
		令和5年度	令和4年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,953,006	2,332,404	620,602
	土地区画整理事業特別会計	3,810	6,147	△ 2,337
	住宅改修資金貸付事業特別会計	△ 25,997	△ 29,129	3,132
	住宅新築資金貸付事業特別会計	△ 565,339	△ 581,896	16,557
	宅地取得資金貸付事業特別会計	△ 230,110	△ 235,617	5,507
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	28,006	64,510	△ 36,504
	直轄事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
合 計		2,163,376	1,556,419	606,957
実 質 赤 字 額 ①		—	—	—
標 準 財 政 規 模 ②		84,181,773	82,880,989	1,300,784
<b>実質赤字比率 ①/②</b>		—	—	
		(△ 2.56)	(△ 1.87)	△ 0.69

(注) ( ) 内の数値は、各会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

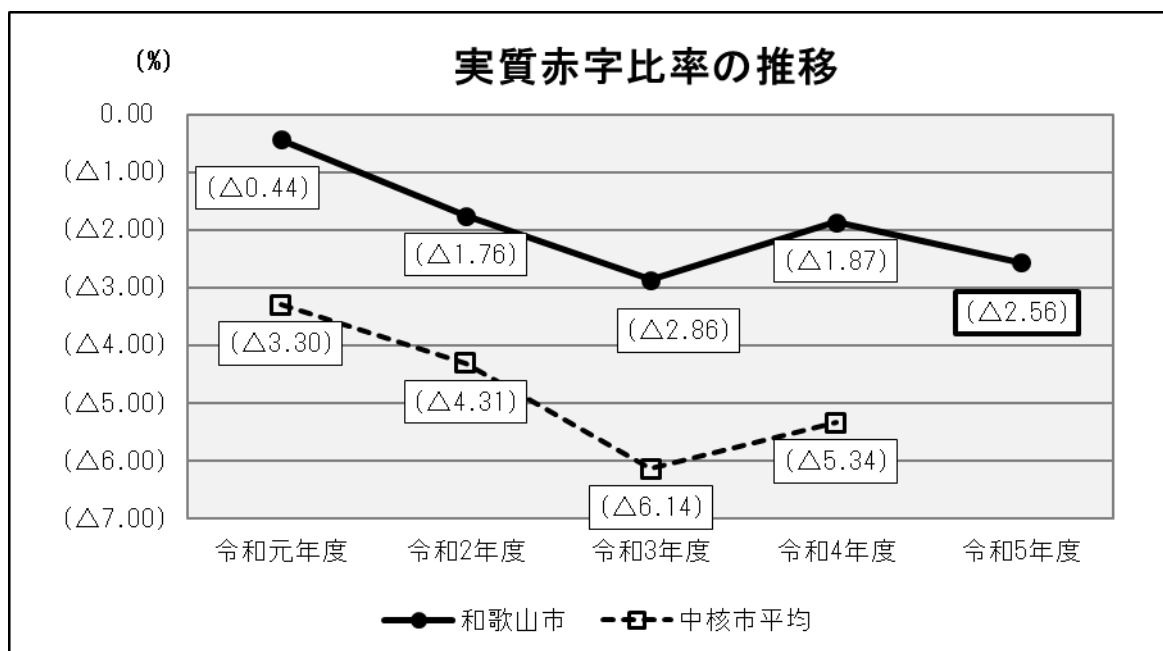
一般会計等に区分される実質収支額の合計は21億6,337万6千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額の合計の黒字が前年度に比べ6億695万7千円増加したことにより、黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率は、0.69ポイント改善している。

なお、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模は、841億8,177万3千円（内訳：標準税収入額等656億2,788万円、普通交付税額163億6,131万円及び臨時財政対策債発行可能額21億9,258万3千円）で、前年度に比べ13億78万4千円増加している。

## イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) ( ) 内の数値は、一般会計等に区分される会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率について、令和5年度の本市の比率（ $\Delta 2.56\%$ ）を前年度の中核市平均（ $\Delta 5.34\%$ ）と比べると、2.78ポイント悪い状況である。

(2) 連結実質赤字比率

ア 連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率並びに各会計の実質収支額、資金不足額及び資金剰余額（以下「実質収支額等」という。）の状況は、次式及び次表のとおりである。

$$\begin{array}{rcl}
 (\Delta 11.83\%) & & (\Delta 9,958,976 \text{千円}) \\
 \text{連結実質赤字比率} & & \text{①連結実質赤字額} \\
 \text{—\%} & = & \frac{\text{0千円}}{\text{84,181,773千円}} \\
 & & \text{②標準財政規模}
 \end{array}$$

(単位：千円、%)

会計名等		実質収支額等		増減	
		令和5年度	令和4年度		
一般会計等		2,163,376	1,556,419	606,957	
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	2,027,875	2,739,727	△ 711,852	
		△ 1,383,913	△ 1,457,989	74,076	
		323,496	650,472	△ 326,976	
		182,728	170,512	12,216	
	公営企業会計	法適用	1,922,192	2,315,635	△ 393,443
			4,679,160	4,876,443	△ 197,283
			0	0	0
			23,749		23,749
		20,313		20,313	
		法非適用	0	△ 34,506	34,506
			0	△ 344,445	344,445
				9,968	△ 9,968
			6,489	△ 6,489	
	合計		9,958,976	10,488,725	△ 529,749
連結実質赤字額 ①		—	—	—	
標準財政規模 ②		84,181,773	82,880,989	1,300,784	
連結実質赤字比率 ①/②		— (△ 11.83)	— (△ 12.65)	0.82	

(注) 1 一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の1-(1)-ア実質赤字比率の状況のとおりである。

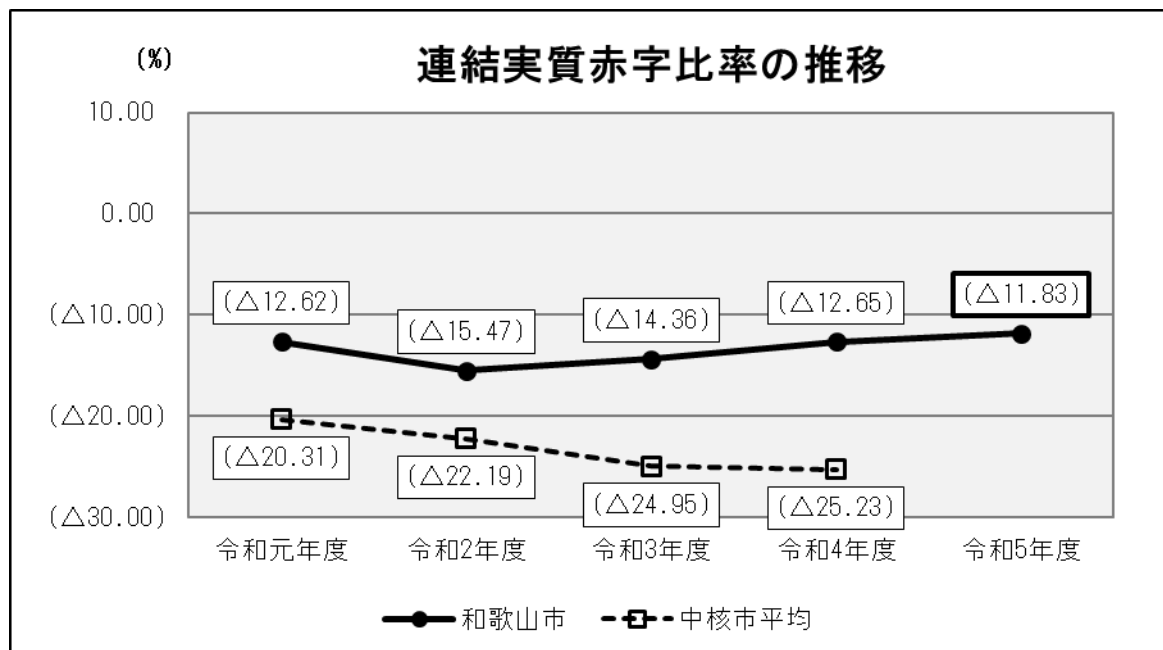
2 ( )内の数値は、各会計の実質収支額等の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計の実質収支額等の合計は99億5,897万6千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額等の合計の黒字が前年度に比べ5億2,974万9千円減少したことにより、黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率は、0.82ポイント悪化している。

### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の連結実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) ( ) 内の数値は、連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額等の合計が黒字の場合、黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率について、令和5年度の本市の比率(△11.83%)を前年度の中核市平均(△25.23%)と比べると、13.40ポイント悪い状況である。

### (3) 実質公債費比率

#### ア 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。実質公債費比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

<b>実質公債費比率 (単年度)</b>	①元利償還金	②準元利償還金	③特定財源	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額
<b>10.02006%</b>	<b>16,890,697千円</b>	<b>5,578,021千円</b>	<b>3,913,864千円</b>	<b>11,246,719千円</b>
	⑤標準財政規模		④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
<b>実質公債費比率 (3か年平均)</b>	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
<b>9.5%</b>	<b>10.02006%</b>	<b>9.85660%</b>	<b>8.88002%</b>	<b>3</b>

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
元利償還金 ①	16,890,697	16,466,516	15,601,820	15,475,883
準元利償還金 ②	5,578,021	5,597,555	5,469,458	5,623,764
公営企業に係る地方債の償還の財源に 充てた繰入金	5,577,926	5,597,352	5,469,039	5,623,080
公債費に準ずる債務負担行為に係る支 出額	95	203	419	684
一時借入金の利子	0	0	0	0
特定財源 ③	3,913,864	3,768,163	3,519,794	3,328,014
国や県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に 係る貸付金の元利償還金	119,429	98,216	42,143	11,728
公営住宅使用料	0	0	12,914	36,522
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	3,306,768	3,278,473	3,307,737	3,244,317
その他	487,667	391,474	157,000	35,447
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	11,246,719	11,233,942	11,023,968	10,964,370
標準財政規模 ⑤	84,181,773	82,880,989	84,531,825	80,983,257
実質公債費比率(単年度) (①+②-③-④) / (⑤-④)	10.02006	9.85660	8.88002	9.72204
<b>実質公債費比率(3か年平均)</b>	<b>9.5</b>	9.4	9.6	10.6

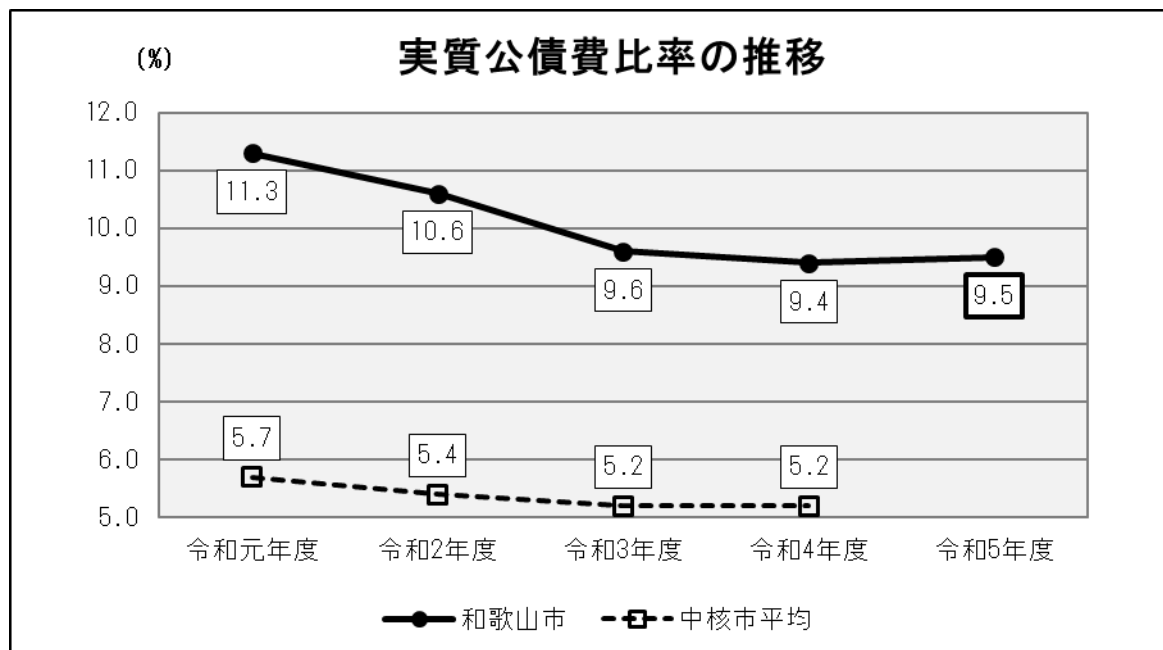
(注) 元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和5年度の単年度の実質公債費比率は10.02%で、前年度に比べ0.16ポイント悪化している。

また、令和3年度から令和5年度までの3か年平均の実質公債費比率は9.5%で、前年度と比べ0.1ポイント悪化している。

### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質公債費比率（3か年平均）の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

実質公債費比率について、令和5年度の本市の比率（9.5%）を前年度の中核市平均（5.2%）と比べると、4.3ポイント悪い状況である。

(4) 将来負担比率

ア 将来負担比率の状況

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

<b>将来負担比率</b>	①将来負担額	—	②充当可能財源等
<b>84.9%</b>	268,408,660千円	—	206,462,521千円
	84,181,773千円	—	11,246,719千円
	③標準財政規模	—	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額

(単位：千円、%)

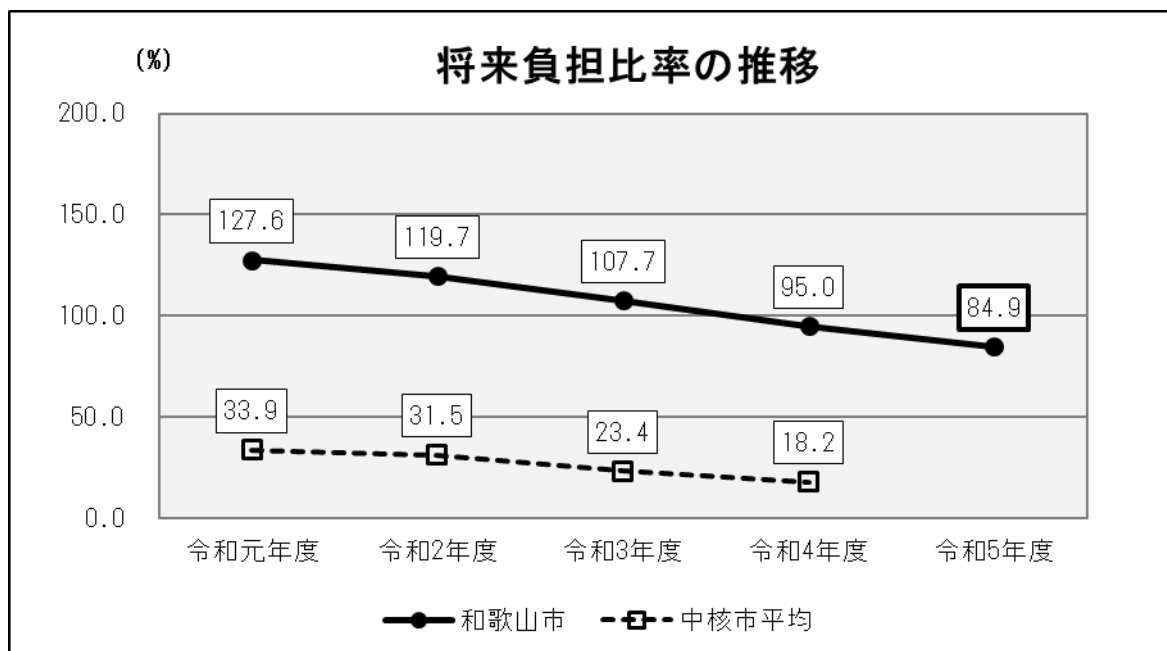
区 分		令和5年度	令和4年度	増 減	
将来負担額	地方債の現在高	179,398,843	187,517,314	△ 8,118,471	
	債務負担行為に基づく支出予定額	10	11	△ 1	
	公営企業債等繰入見込額	71,970,370	74,744,979	△ 2,774,609	
	組合等負担見込額	—	—	—	
	退職手当負担見込額	17,039,437	16,185,503	853,934	
	設立法人の負債額等負担見込額	—	—	—	
	連結実質赤字額	—	—	—	
	組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—	
合 計	①	268,408,660	278,447,807	△ 10,039,147	
充当可能財源等	充当可能基金	23,403,821	20,948,730	2,455,091	
	充当可能特定歳入	40,547,350	42,532,565	△ 1,985,215	
	うち都市計画税	39,124,507	40,551,585	△ 1,427,078	
	基準財政需要額算入見込額	142,511,350	146,832,878	△ 4,321,528	
合 計	②	206,462,521	210,314,173	△ 3,851,652	
	標準財政規模	③	84,181,773	82,880,989	1,300,784
	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	④	11,246,719	11,233,942	12,777
	<b>将来負担比率</b> (①-②) / (③-④)		<b>84.9</b>	95.0	△ 10.1



将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を控除した 619 億 4,613 万 9 千円を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した 729 億 3,505 万 4 千円で除した結果 84.9%となり、前年度に比べ 10.1 ポイント改善している。

### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の将来負担比率の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

将来負担比率について、令和5年度の本市の比率（84.9%）を前年度の中核市平均（18.2%）と比べると、66.7 ポイント悪い状況である。

## 2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。また、資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

令和5年度決算では、公共下水道事業会計について、資金不足が生じているものの解消可能資金不足額が当該不足額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

なお、公共下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

### (1) 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

#### 公共下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減
流動負債－控除企業債等 ①	2,838,875	3,517,125	△ 678,250
算入地方債の現在高 ②	0	0	0
流動資産－控除財源等 ③	2,119,740	1,649,300	470,440
(資金不足 ①+②-③)	719,135	1,867,825	△ 1,148,690
解消可能資金不足額	7,155,937	8,065,215	△ 909,278
資金不足額 ④	—	—	—
事業規模 ⑤	5,931,932	6,050,405	△ 118,473
資金不足比率 ④/⑤	—	—	—

(注) 1 算入地方債の現在高とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額のことをいう。

2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいう。

公共下水道事業会計については、資金不足が7億1,913万5千円となっているが、解消可能資金不足額71億5,593万7千円により資金不足は解消され、前年度と同様に資金不足比率は算定されていない。

なお、解消可能資金不足額については、投資された施設の残存耐用年数の期間内に見込める経常利益額によって将来解消できる資金不足を算定する方式(減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式)が用いられている。

